

ヤングケアラー支援に関する推進委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年3月16日（木）15：00～17：00
- 2 場 所 兵庫県民会館 7階 鶴
- 3 出席者 「出席者名簿」のとおり

4 主な内容

(1) 座長の選出等について

- ①委員の互選により、濱島委員を座長に選出。
- ②推進委員会の会議の公開・非公開及び会議資料の扱いは、次のとおり決定。
推進委員会では、個人に関する情報について取り扱うことになるため、会議は非公開。
会議資料及び議事概要については、個人に関する情報や発言委員の名前をマスキングした上で、兵庫県のホームページにて公開。

(2) ヤングケアラー支援の取り組み状況について

「資料2、3、4」に基づき、事務局が説明

(3) 兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口について

「資料5」に基づき、中山委員が説明

(4) 主な意見等（各委員より）

（委員）

報告のあった配食支援サービスの意義というのは、関わりのきっかけであるということだが、配食サービスの利用者、相談者は、これまで世帯支援が入りきれてないところからのご相談が初めて入るというパターンが多いのか。

（委員）

ほぼ半々の印象である。

（委員）

大人数の世帯にも配食しているとあるが、どういった家庭環境の方か。

（委員）

基本的には生活困窮が多い。多子世帯では、中学生が幼い兄弟のケアをしているケースもある。

（委員）

地域で色々な見守り、相談相手として相談にのり、支援をつなぐ役割を果たしているが、ヤングケアラーに関しては学校関係との連絡が全く途絶えている。もう少し風通しがよくなれば、地域で気にかけていけるのではないか。

（委員）

中学校まではスクールソーシャルワーカーがいるが、高校になるとそのような手段が途絶える。

高校にも教育事務所にスクールソーシャルワーカーが配置されているが各校配置ではない。学校にいる子、困っている子のケアについて誰がイニシアチブをとるのかについて、高校生になると手立てが少なくなることが課題。

（委員）

高校生の居場所づくりというのを行おうとしているが、学校との連携が難しい。

(座長)

配食サービスはきっかけ作りとして、「これだけニーズがあるのか」と感じた。やはり福祉と教育との連携については、推進方策を取りまとめる段階から「必要である」ということで議論を重ねてきた。初年度は「耕す時期」で、周知啓発をはかっていくなかで、認識を広げていこうという状況だったと思う。

今後は、相談窓口の方から市町の関係機関やスクールソーシャルワーカーにアウトリーチ、学校との関係性づくりが課題。

今年度実施した多職種連携の研修会では、教育委員会からの教員の出席が大変多かった。もう少し介護、障害者分野、地域からの参加もあれば、そこで知り合って連携がもっと深まったのではと思う。来年度以降、そのような多職種連携の中で、いろいろな業種が集まれる研修にしていくと、指摘のあった課題がクリアされていくのではないかと思う。

(委員)

配食サービスについて、原則として配食開始から3ヶ月間とした意図は何か。

(事務局)

人間関係をつくり、福祉サービスにつなげていくためには一定程度時間が要るだろうということを鑑み、四半期(3ヵ月)とした一方で、結果として3ヵ月では足りないケースもあるため、最長6ヵ月まで認めることとしている。

(委員)

前提として、その世帯の食が満たされるための3ヶ月または6ヶ月と考えてよいのか。

(委員)

支援を繋げていくという関係づくりのきっかけが配食であり、我々は次のステップをどうするのかということに取り組んでいく。例えば地域のフードパントリーなどにつなげていくこともあり得ると考えている。

(委員)

市町行政に対しても、ヤングケアラーの状態を改善するための対応を考えるよう依頼している。ただ食を満たすだけではなく、ヤングケアラーの状況を改善するために行政も動くように伝えた。

(座長)

おそらく、福祉サービスは繋がっていない家庭もかなりあって、その場合には配食をきっかけとして介護保険や障害者福祉のサービスを入れられるということが考えられる。あとはヤングケアラーのいる家庭に、その子のための家事サービスをできるサービスが障害者福祉分野にある。その適用などもあわせて少しずつ食事の面のニーズも満たされていくと思う。

ただ、食が十分満たされない状態にあるケースがゼロにはならないので、そのことについて今後はどう考えているか。

(事務局)

今回の配食支援モデル事業で傾向を把握していくためには、期間、件数をある程度とり、傾向を分析してということが大事。できるだけ、本配食事業を来年度のできるのところまで実施したい。

(委員)

成功事例の具体例を紹介してほしい。また、成功事例の際には誰がイニシアチブをとっているのか。誰がイニシアチブをとって、一緒にチームケアをしていくかが一番大事だと思う。それがないと結局支援が継続してなくて途切れてしまう。

(委員)

神戸市は昨年の 8 月から訪問支援事業を実施しているが件数が増えない。人が家に入るということに拒否的であるなど、難しいケースが多かった。

ところが、配食サービスできっかけを作って、その次のステップ、次の公的サービスでと、自己負担がある福祉サービスに入る手続きをしている事例もある。きっかけづくりとして配食はすごく有効だと感じている。だから、引き続きモデル事業で検証して、これを経常事業にしてほしいと思っている。

それから、多問題に対してどこがイニシアチブをとるかについては、神戸市の場合も子どもケアラー・若者ケアラー相談・支援窓口が行い、そのことについて関係機関の共通認識がある。そこは行政機関が仕切っていく形で調整している。

(座長)

事例をエビデンスとして積み上げていくことによって、事業が継続、拡大していくきっかけになる。

(委員)

配食が当初の関わりとしては非常に有効と感じた。相談業務の中では、関わりを作っても、なかなかやっぱりそれから先に進まないということを感じている。

配食を利用している世帯以外のケースがどうなっているかが気になる。配食以外の方策を考えていってもよい。

例えばその各地で実施されている子ども食堂。意外と子ども食堂にひきこもりの人がボランティアで来ているというケースがある。居場所作り、集まれる場所を、どんどん作っていくことも必要ではないか。

(座長)

ヤングケアラーに限定しない、いろんな活動、食に関わる活動をしてるところがたくさんあると思うので、そのようなものをフルに活用しながらやっていくことが非常に有効であると思う。兵庫県の相談窓口でもそのような連携を進めていただきたい。

(委員)

神戸市が対応した件数では全体の 2 割強が配食支援を受けている状況で、配食がきっかけで相談にいったケースもあるが、既存のケースで介入ができずに相談窓口が間接支援していた世帯から、配食事業をきっかけに世帯から相談窓口で相談があったケースがある。現実的に、そのようなきっかけで相談窓口が介入できる割合が上がった。

(座長)

相談件数に地域差があるのではないかと思うが、どこから相談件数が多く上がっているか。

(事務局)

やはり播磨地域、阪神地域、兵庫県の南部地域が多い。ただ、但馬地域や丹波地域もないわけではなくて、全県的に問い合わせがあると感じる。

(座長)

ヤングケアラー支援活動の助成を受けてるところも、阪神地域に偏っている。いかに阪神地域以外に広めていくのが一つの課題。

ヤングケアラーの相談窓口で相談があったヤングケアラーのうち、ヤングケアラーであるという自覚がなかったり、まだ受け入れられないというような状態の家庭の場合には、実際に声がかけにくいという話が現場の方からは聞こえる。例えば学習支援や子どもの居場所づくりをしているなどの団体が、この配食サービスの窓口になることは可能性として考えられるか。

(事務局)

こども食堂など様々な支援の形で、ヤングケアラーを発見できると思うが、一方で、配食にあたって一定程度、世帯状況の内容等をきちんとつかんでいただくことの重みがあるので、いきなりは難しいと思っている。現時点では、例えばこども食堂から相談窓口につながりいただく形の方がいいのではないかと考える。

(座長)

例えば、民間の支援団体の方で、ヤングケアラーとして相談窓口につなげるのがすぐには無理な子に対して、しばらくはうちで様子を見ながら、そろそろいけるかなというところで相談窓口を引き継いでいくなどができるとよい。

「ヤングケアラー」という名前をつけられるのがいやだというところで、支援からこぼれているこども達がたくさんいるのではと感じている。そこをなんとか緩和できないか。

(委員)

研修等を通じて、ヤングケアラーについての気づきが得られるけれども、ではその次の一歩にどうつなげればよいかかわからない。次のステップとして、地域にはどんなものがあるんだということも知ってもらえたらと思う。例えばスクールソーシャルワーカーであれば、こういう情報を知っているから、スクールソーシャルワーカーに聞いてみようということもできる。世の中にはそういう使えるサービスがあると知らないと、「ヤングケアラーがいるな、どうしよう」で終わってしまう。

(座長)

多職種連携の研修会に参加されてる方々を見ると、結構レベル差があった。

今後、基礎編と応用編、さらに応用編のような、レベル分けをした方がよい。例えばロールプレイングをしてみるとか、あと、山梨県では多職種連携のコーディネートをするキーパーソンを作ろうという研修会をしてる例もある。そういった様々な応用編も考えていくと、より具体的に、実際に、ヤングケアラー支援にむすびついていくと思う。

(委員)

資料3の相談者の属性のところ、本人が29%とあるが、本人からの相談は何歳以上の方が多いいのか。配食支援について、実績の多い神戸市では、配食支援の際にだれかが付いて行ったりしているのか、そのあたりの事例を教えてください。

(委員)

本人からの相談は、ほぼ大学生以上の方から。

(委員)

神戸市の場合、配食の依頼を受けた際には、必ず家に行く。行けない場合でも一回話をする。話をしながら「しんどいところ何かない？」ということを引き出しながら家の状況を確認する。

(委員)

日々たくさんさんのヤングケアラーの子どもたちに関わっている。尼崎市では、食料支援をやっていて、月に2回、パックご飯や缶詰などを持って行く制度がある。この制度の案内では対象がどのような人かは“子育て世代”としか書かれていない。尼崎市でもヤングケアラーのヘルパー事業をしているが、同様である。一言もヤングケアラーとは書いていない。

ヘルパーが入り始めると、「今まで嫌だと思ったけど、結構いいものだ」となり、障害、高齢のヘルパーに切り替えるということをしている。私の担当している世帯だけでも半年で4件くらいつなぎを行った。

県の配食サービスのチラシには「ヤングケアラー」と書いてあって、私は支援している家族には見せられない。家族の方はみんなケアされてることをつらいと思っているし、誰もケ

アされたいと思ってケアされている人はいないので、とてもつらくなってしまいます。私が担当している世帯だけでも15件ぐらい使いたい家庭があるが、誰も使えない。ヤングケアラーという言葉を使ってしまったら、時間をかけて作ってきた信頼関係がつぶれてしまう。そのことについて配慮してほしい。

学習支援もあるとよいと思う。塾に行けないので、進路のことで、中3くらいで子どもがすごく苦しんでいる。学習支援があったら、より一層おうちの方が、それなら行かせたいと思ってくださる。それも「ヤングケアラーの学習支援」としてしまうと家庭の受け入れが厳しい。そこから一歩、人とつながろうとしていけたらいい。

(委員)

ヤングケアラーについては昨年の検討委員会から大きく動いた。5月に全県立学校を集めた会議で、ヤングケアラーについて話をしていただいた。教員からは非常によかったという反応があった。また相談窓口が一本化されたことも非常に大きい。配食サービスができたことも学校にとっても非常にありがたい。

特に定時制課程では、ヤングケアラーが多い印象だが、なかなか家庭まで踏み込めない。また、小中学校については、5月に県教育長が市町教育長会議でヤングケアラーの取組について話をした。

確かに、スクールソーシャルワーカーは各教育事務所には配置しているが、県立高校に配置がないのは課題。ただ、県立高校では学区が広いので、各学校にスクールソーシャルワーカーがいたとしてどこまで効果があるかという問題もある。

カウンセラーを全県立高校に配置しているのは、全国でもあまりない。スクールソーシャルワーカーの全県立校配置は難しいとしても、課題であると考えている。

これから学校でもヤングケアラーへの理解が進んでいくと思うが、ヤングケアラーを相談窓口等につなげたあと、どういうフォローが学校でできるかについて、一緒に考えさせていただきたい。

(座長)

スクールソーシャルワーカーの充実については、ケアラー推進方策の中にも入っているが、様々な課題があるということなので、今後検討してほしい。兵庫県では、この1年間でこれだけの事業をしたことは非常に素晴らしい。今後、さらに細やかな工夫をしていく、連携の弱いところを強化していく、阪神地域に偏りがあるのであればそれをいかに広めていくかについて課題としてあると思うので、課題をクリアすべく進めてほしい。

(5) ヤングケアラー支援に関する関係部局の取組み及びアンケート調査等について

(事務局)

「資料6、7、8、参考資料」に基づき、事務局が説明

(6) 主な意見等 (各委員より)

(委員)

研修について、教員の参加が多いとのことだが、障害福祉や相談支援専門員等の参加が少ない。もっと参加すべきだった。

(事務局)

研修について、3年間研修をやり通そうということで、各年度、階段式に上がっていくことを想定して、まずコアの部分を作るために今年度は教育委員会、学校教員に徹底的に声を

かけた。今後は地域の福祉関係者の方々や、地域で取り組まれる団体に広げていって、多職種の輪の大きさが大きくなっていくような形で、特に来年度の対面式研修は実施したい。

(委員)

各自治体もっている資源やシステムによって、ヤングケアラーの受け止め方にもいろんなバリエーションがあると思う。やはり、兵庫県で一つの総合相談窓口があることの良さが市町のバックアップをしていくことであるとする、市町でヤングケアラーに限らず、“世帯丸ごと支援”、親御さんへの関わりや、複合的な問題のときほぐしを、一緒に伴走できる仕組みを作っていく必要がある。その意味では、ここで重層的支援体制の事業を生かした支援システムのさらなるバージョンアップや、個人情報や要保護児童対策協議会だけで持たずに、民生委員や支援者の方々が一緒にその世帯の見守り、支援ができるようにしたい。生活困窮者支援法に基づく支援会議という仕組みもできているので、支援会議を活用した世帯支援の好事例、工夫点などが持ち寄れると、ヤングケアラーに限らず、一歩前に進んでいくのではないか。

(委員)

ケアラーの法的根拠がないので、個人情報の取り扱いについて非常にセンシティブになっている。国が昨年4月に出した多職種連携マニュアルでも、明確に言っているのは「同意を取ってください」、「親と子どもの同意を取ってください」。

本人同意を常にとれるわけではないので、同意がとれない場合のやり方として、国は三つのパターンを示している。一つは要保護児童対策協議会にのせれば法的根拠の裏付けがあるから個人情報の同意は要らない。二つ目のパターンは、各市町で、個人情報保護審議会で審議をかけて、同意は不要であると求めていく。各市町の審議会をかけようすると、非常に細かいことまで決めなければならないので実務的に困難だろうと思う。

三つ目は、児童保護法で、支援が必要な子どもをみつけた場合に関係者は通報することに努めるとあり、その規定に基づくのであれば同意は要しないと法的に解釈できるだろうとなっている。もう一つの方法は、社会福祉法に明記されてる、重層的支援事業によれば、情報共有できる方法もある。

ただ、重層的支援体制を作るには色々な要件があり、障害、児童、介護部門と、すでにシステム的にできているものに横串を通す作業があるので、自治体規模が大きいところほど大変というのが正直な感想。あともう一つは、先ほど指摘のあった生活困窮者自立支援法の支援会議があるが、これは“困窮”分野なので、“困窮”でないケアラーは対象とならない。

そのため、ケアラーに対する支援の情報共有をできるしくみを早く作ってくださいと国に要望している。ヤングケアラー支援については、新たに設置される「子ども家庭庁」にうつるが、これも18歳未満のヤングケアラーが対象で、若者ケアラーをどうするか決まっていないう状況。国にはっきり法的根拠を求めているが、国はまだ明確に示していない。個人情報の取り扱いについては、様々な形で対応しなければならない。

(座長)

本当にヤングケアラーに関して個人情報の共有ができるようにすべきであると私も言ったことがあるが、なかなか難しいと感じている。既存のいろいろなネットワーク会議を用いて、できるだけ現場で共有しながら話し合っていくような体制をまずは作っていくことが重要になってくると思う。各部署の方でそういう共通認識を持てるようにしていただきたい。

(委員)

“連携”という意味で言えば、児童家庭支援センターはどうか。児童家庭支援センターは社会的養護のことを把握しつつ地域の支援をしているので、そこでの連携ができれば児童福祉分野での専門性も生かして支援が可能ではないか。

(事務局)

児童家庭支援センターは、基本的には児童養護施設や、乳児院に併置されてるものであって、ネグレクトのケース等でヤングケアラーに関する相談は受けているが、大々的に児童家庭支援センターにヤングケアラー支援について呼びかけていなかったのもので、児童養護連絡協議会などを通じて呼びかけていく必要があると思った。それは新たな着眼点、いい着眼点だと感じた。どういう連携ができるかは今後検討が必要だと思う。

以上